

平成25年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月2日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成25年9月17日 午前10時00分			議 長 太 田 重 喜	
	散会	平成25年9月17日 午前10時57分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長	
	副市長	中島 庸二	健康づくり課長	中野 哲也
	教育長	杉崎 士郎	農林課長	納富 作男
	総務部長	筒井 保	学校教育課長	神近 博彦
	企画部長	小野 彰一	収納課長	堤 一男
	健康福祉部長	杉野 昌生	税務課長	
	産業振興部長	一ノ瀬 真	観光商工課長	
	建設部長	中尾 嘉伸	健康福祉課長	
	教育部長 教育総務課長兼務	江口 常雄	茶業振興課長	
	会計管理者	中島 直宏	建設・新幹線課長	中島 憲郎
	総務課長	池田 英信	環境下水道課長	横田 泰次
	財政課長	井上 嘉徳	水道課長	
	市民課長		農業委員会事務局長	
	企画企業誘致課長	田中 秀則	会計課長	
地域づくり・結婚支援課長	山口 久義			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	永江 邦弘		

平成25年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成25年9月17日（火）

本会議第6日目

午前10時 開 議

- 日程第1 発議第8号 議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例に対する修正案について
- 日程第2 発議第9号 議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案について
- 日程第3 発議第10号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について
- 日程第4 発議第11号 佐賀県立高校生のタブレット端末必須購入の撤回を求める意見書について
- 日程第5 討論・採決
- 議案第81号 嬉野市子ども・子育て会議条例について
- 議案第82号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第83号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第84号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第8号 議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例に対する修正案について
- 議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第87号 嬉野市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第88号 市道路線の認定について
- 発議第9号 議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案について
- 議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第90号 平成25年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第91号 平成25年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 発議第10号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について
- 発議第11号 佐賀県立高校生のタブレット端末必須購入の撤回を求める意見書について

日程第6 委員長報告

追加日程第1 発議第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

午前10時 開議

○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

初めに、地方自治法第115条の……（「議長、暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時1分 休憩

午前10時4分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

初めに、地方自治法第115条の3及び嬉野市議会会議規則第16条の規定に基づき、修正の動議を議題といたします。

本日、神近勝彦議員外4名から、それぞれ発議第8号、議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について及び発議第9号、議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）の2件の議題に対する修正案が提出され、議会運営委員会が開催されました。

日程第1. 発議第8号 議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例に対する修正案についてを議題とし、ただいまから審議を行います。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

皆さんおはようございます。

それでは、

発議第8号

議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例に対する修正案について

議案第86号嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例案を、別紙のとおり地方自治法第115条の3及び嬉野市議会会議規則第16条の規定により提出する。

平成25年9月17日提出

嬉野市議会議長 太田 重喜 様

提出者は私、神近勝彦、賛成者は織田菊男議員、小田寛之議員でございます。

理由でございます。嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例案を一部修正する必要があるためでございます。

内容について御説明申し上げます。

議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例に対する修正案。

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

第19条を第23条とし、第18条を第22条とし、第17条の次に次の4条を加える改正規定（第18条に係る部分に限る。）中、「別表第4に掲げる」を削る。

別表第3の次に次の1表を加える改正規定を削る。

裏面に修正案、そして現行をつけております。今、御説明申し上げました第18条並びに21条を添付しております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第8号 議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例に対する修正案については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第8号 議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例に対する修正案については委員会付託をすることに決定いたしました。

次に、発議第8号 議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例に対する修正案について質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第8号 議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例に対する修正案についての質疑を終わります。

日程第2．発議第9号 議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案についてを議題とし、ただいまから審議を行います。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

それでは、

発議第9号

議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第115条の3及び嬉野市議会会議規則第16条

の規定により提出する。

平成25年9月17日提出

嬉野市議会議長 太田重喜 様

提出者は私、神近勝彦、賛成者は山下芳郎議員、山口忠孝議員でございます。

理由、議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）の一部を修正する必要があるため。

内容について御説明申し上げます。

歳出、款．土木費、項．都市計画費、目．公園費、この中の報酬、指定管理者選定委員会委員の金額6万9,000円でございます。

これにつきましては、常任委員会並びに本会議場での質疑におきましても指摘がありましたように、指定管理者選定委員会規則第3条に若干抵触するのではないかという疑義が生じております。そうすると、私どもとしましては、これは報酬を認める必要はないというふうに思います。

次に、款．教育費、項．保健体育費、目．保健体育総務費、節の負担金、補助及び交付金でございます。

これにつきましては、市体育協会への補助金というふうになっております。内容につきましては、体育協会の職員が嬉野市職員の給与を準用した形の規則となったということでの補助金となっておりますが、これについてはいささか疑義が生じているということで、反対をするものでございます。

次に、款．予備費、項．予備費、目．予備費、これにつきましては先ほど歳出の分の公園費、保健体育総務費、この分の反対をする予算を予備費に回すというふうなことでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第9号 議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第9号 議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第9号 議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案について質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第9号 議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案について質疑を終わります。

日程第3. 発議第10号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、産業建設常任委員会委員長、田中政司議員。

○産業建設常任委員長（田中政司君）

皆さんおはようございます。

発議第10号

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

平成25年9月17日提出

嬉野市議会議長 太田 重喜 様

提出者は私、嬉野市議会産業建設常任委員長、田中政司でございます。

理由といたしまして、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に取り組むための恒久的、安定的な財源確保が必要であるためであります。

意見書案を朗読いたします。

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途はCO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林

吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月17日

佐賀県嬉野市議会
議長 太田 重喜

内閣総理大臣、安倍晋三を初め、関係各大臣であります。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第10号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第10号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書については委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案質疑を行います。

発議第10号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第10号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書については質疑を終わります。

日程第4. 発議第11号 佐賀県立高校生のタブレット端末必須購入の撤回を求める意見書

についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

発議第11号

佐賀県立高校生のタブレット端末必須購入の撤回を求める意見書について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第115条の3及び嬉野市議会会議規則第16条の規定により提出する。

平成25年9月17日提出

嬉野市議会議長 太田 重喜 様

提出者は私、神近勝彦、賛成者は梶原睦也議員、平野昭義議員でございます。

理由、佐賀県教育委員会が発表した佐賀県立高校生の来年度全入学生のタブレット端末の個人購入に対して反対するためでございます。

意見書案を読ませていただきます。

佐賀県立高校生のタブレット端末必須購入の撤回を求める意見書について

佐賀県教育委員会は9月3日に、来年度から県立高校の全入学生に、標準教材としてタブレット端末を購入してもらおうと発表した。ICT教育に力を入れることで、子ども達の学習意欲や学力の向上に繋がることは理解し、佐賀県の取り組みには大いに期待するところである。

しかしながら、高校入学の際には教材購入や制服代、部活動関係費など高額な支払いがあるため、各家庭においては資金調達に大変苦労されている実情がある。更に、燃料代や電気代の値上げやそれに伴う生活必需品や食料品の値上げ、来年4月からの消費税率3パーセントアップの予定など、来年度からの生活はより厳しくなっていくことが見込まれる。また、タブレット端末を各個人で購入した場合、毎月の通信料も各家庭へ新たな負担となる。

もちろん、端末の基本ソフトはウィンドウズ8に決めてあり、ハードのメーカーや導入するデジタル教材等は入札で決定される。しかしながら、個人の自己負担額が5万円を下回ることはないとのことであった。

生徒の学習意欲や学力の向上を目指すべきであるが、このような負担を強いる事について、現在の中学生の保護者への説明が一切ない事は非常に遺憾である。各家庭への負担を考えれば、佐賀県教育委員会が進める個人での購入は撤回し、佐賀県でタブレット端末を購入し学校内部での生徒への貸与とすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月17日

嬉野市議会議長 太田 重喜

佐賀県知事 古川 康 宛て

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第11号 佐賀県立高校生のタブレット端末必須購入の撤回を求める意見書については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第11号 佐賀県立高校生のタブレット端末必須購入の撤回を求める意見書については委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案質疑を行います。

発議第11号 佐賀県立高校生のタブレット端末必須購入の撤回を求める意見書について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第11号 佐賀県立高校生のタブレット端末必須購入の撤回を求める意見書についての質疑を終わります。

日程第5. 討論・採決を行います。

議案第81号 嬉野市子ども・子育て会議条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第81号 嬉野市子ども・子育て会議条例について採決いたします。

議案第81号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

賛成多数であります。したがって、議案第81号 嬉野市子ども・子育て会議条例については可決されました。

次に、議案第82号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について採決します。

議案第82号を原案のとおり決定することに賛否の投票を求めます。それでは、投票してく

ださい。

〔押しボタン式投票〕

全員賛成であります。したがって、議案第82号 嬉野市税条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第83号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第83号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。

議案第83号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

全員賛成であります。したがって、議案第83号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第84号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第84号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について採決します。

議案第84号を原案のとおり決定することに賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

全員賛成であります。したがって、議案第84号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第85号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第85号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

議案第85号を原案のとおり決定することに賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

全員賛成であります。したがって、議案第85号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、発議第8号 議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例に対する修正案と原案について討論を行います。

まず、神近勝彦議員外2名から提出されました修正案、発議第8号 議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例に対する修正案について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例についての原案について討論を行います。討論ありませんか。（「暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

発議第8号を修正案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

全員賛成であります。したがって、発議第8号 議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例に対する修正案については可決されました。

次に、ただいま修正した部分を除く原案について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。ただいま修正した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除き、議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。（発言する者あり）（「修正した86号じゃなかとね」と呼ぶ者あり）

そこは修正した部分だけやけん。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

全員賛成であります。したがって、議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例については修正議決した部分を除き可決されました。

次に、議案第87号 嬉野市公園条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第87号 嬉野市公園条例の一部を改正する条例について採決します。

議案第87号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

全員賛成であります。したがって、議案第87号 嬉野市公園条例の一部を改正する条例については可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

次に、議案第88号 市道路線の認定について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第88号 市道路線の認定についてを採決します。

議案第88号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

全員賛成であります。したがって、議案第88号 市道路線の認定については可決されました。

次に、発議第9号 議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案について討論を行います。

まず、神近勝彦議員外2名から提出されました修正案、発議第9号 議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第9号 議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案について採決いたします。

発議第9号を修正案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

全員賛成であります。したがって、発議第9号 議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案については可決されました。

続いて、議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）原案について討論を行います。討論ありませんか。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

第89号の中の10款、教育総務費のスクールサポーター派遣事業について、113万3,000円が計上されておりますけれども、この分につきまして議案質疑で意見を述べましたけれども、執行部の説明に納得ができませんので、第89号の補正に反対をいたします。

理由は、市内の小中学生の子どもたちの事件、事故を未然に防ぐということで提案がっておりますけれども、現状におきまして学校に大きな問題があるわけでもなく、またその中で警察官OBを県からの派遣を受けるということにつきまして、多感な子どもたちにとって有効な方策であるかということにつきまして疑念があります。PTAなど保護者との話し合いの場を十分に持って、また、他の方法も含めまして検討の余地があるのではなかろうかということによって思っております。

以上をもちまして、反対をいたします。

○議長（太田重喜君）

ほかに討論ございませんか。賛成討論のほうはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

次に、ただいま修正した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除き、議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

賛成多数であります。したがって、議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）については修正した部分を除き可決されました。

次に、議案第90号 平成25年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第90号 平成25年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決します。

議案第90号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

全員賛成であります。したがって、議案第90号 平成25年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第91号 平成25年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第91号 平成25年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について採決します。

議案第91号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

全員賛成であります。したがって、議案第91号 平成25年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、発議第10号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第10号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について採決いたします。

発議第10号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

全員賛成であります。したがって、発議第10号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書については可決されました。

次に、発議第11号 佐賀県立高校生のタブレット端末必須購入の撤回を求める意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第11号 佐賀県立高校生のタブレット端末必須購入の撤回を求める意見書について採決します。

発議第11号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

全員賛成であります。したがって、発議第11号 佐賀県立高校生のタブレット端末必須購入の撤回を求める意見書については可決されました。

日程第6. 委員長報告を議題といたします。

本定例会で総務企画常任委員会に付託した平成25年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書の審査結果について報告を求めます。大島恒典総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（大島恒典君）

それでは、総務企画常任委員会に付託を受けておりました請願の審査報告を行いたいと思います。

本委員会の付託事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第138条の規定により報告します。

事件の番号、平成25年請願第2号。

件名といたしましては、地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書です。

審査の結果といたしましては、採択になりました。さきの理由によるものです。

現在の経済情勢を考慮すると、今後も地方税の充実強化や地方交付税の機能強化が必要であると認め、採択とした。

意見書については本会議に提出予定である。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから平成25年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について採決します。

この請願書に対する委員長の報告は採択とするものであります。委員長報告のとおり採択

することに賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

全員賛成であります。したがって、平成25年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書は採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（太田重喜君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。ただいま大島恒典総務企画常任委員長から、発議第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてが提出されました。これを追加議事日程として日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第12号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、大島恒典総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（大島恒典君）

それでは、

発議第12号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

平成25年9月17日提出

嬉野市議会議長 太田 重喜 様

提出者は嬉野市議会総務企画常任委員長、大島です。

理由といたしましては、地方財政の充実強化を国に対して求めるためです。

意見書を朗読いたします。

地方財政の充実確保について（案）

地方財源は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状

況が続いている。

こうした中、基本自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。よって、国においては下記事項を実現されるように強く求める。

記

1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財源需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

2 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。その際、地方消費税の充実など税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については現行制度を堅持すること。
- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月17日

宛ては、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、経済産業大臣宛てであります。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書について採決します。

発議第12号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

全員賛成であります。したがって、発議第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書については可決されました。

以上で本定例会に提出された事件の質疑、討論、採決などの日程が終了いたしました。

お諮りします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時57分 散会